

国立大学法人高知大学における行政機関等匿名加工情報の提供に関する規則

平成 31 年 2 月 27 日
規則 第 67 号

最終改正 令和 7 年 7 月 23 日規則第 32 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、国立大学法人高知大学の保有する個人情報の適切な管理に関する規則（以下「管理規則」という。）第 14 条の 2 の規定に基づき、国立大学法人高知大学（以下「本学」という。）における行政機関等匿名加工情報の提供に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この規則において使用する用語は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）、個人情報の保護に関する法律施行規則（平成 28 年個人情報保護委員会規則第 3 号。以下「委員会規則」という。）及び管理規則において使用する用語の例によるものとする。

(行政機関等匿名加工情報の作成及び提供等)

第 3 条 本学は、法第 109 条の規定に基づき、行政機関等匿名加工情報（行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下同じ。）を作成し、及び提供することができる。

2 本学は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために削除情報（保有個人情報に該当するものに限る。）を自ら利用し、又は提供してはならない。

(提案の募集に関する事項の個人情報ファイル簿への記載)

第 4 条 本学は、本学が保有している個人情報ファイルが管理規則第 2 条第 15 項各号のいずれにも該当すると認めるときは、当該個人情報ファイルについては、個人情報ファイル簿に次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 提案の募集をする個人情報ファイルである旨
- (2) 提案を受ける組織の名称及び所在地

(提案の募集)

第 5 条 学長は、法第 111 条の規定に基づき、毎年度 1 回以上、本学が保有している個人情報ファイル（個人情報ファイル簿に前条第 1 号に掲げる事項の記載があるものに限る。以下同じ。）について、当該募集開始の日から 30 日以上の期間を定めて、インターネッ

トの利用その他の適切な方法により、次条第1項の提案を募集するものとする。

2 学長は、提案の募集に関し必要な事項を、あらかじめ公示するものとする。

(行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案)

第6条 前条の規定による募集に応じて個人情報ファイルを構成する保有個人情報を加工して作成する行政機関等匿名加工情報をその事業の用に供しようとする者は、行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書（別記様式第1号。以下「提案書」という。）を提出し、学長に対し、当該事業に関する提案をすることができる。

2 代理人によって前項の提案を行うときは、提案書に委任状（別記様式第2号）を添えて行うものとする。

3 第1項の提案書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 第1項の提案をする者が次条各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面（別記様式第3号）

(2) 提案を行う当該事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであることを明らかにする書面

4 前項に掲げるもののほか、次の各号に掲げる場合に応じて、当該各号に定める書類を添付しなければならない。代理人によって提案をする場合は、第1号から第3号までの規定中「提案をする者」とあるのは「代理人」と読み替えるものとする。

(1) 提案をする者が個人である場合にあっては、その氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類の写しであって、当該提案をする者が本人であることを確認するに足りるもの

(2) 提案をする者が法人その他の団体である場合にあっては、その名称及び本店又は主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名と同一の名称及び本店又は主たる事務所の所在地並びに氏名が記載されている登記事項証明書又は印鑑登録証明書で提案の日前6月以内に作成されたものその他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書

類であって、その者が本人であることを確認するに足りるもの

(3) 提案をする者がやむを得ない事由により前2号に掲げる書類を添付できない場合にあっては、当該提案をする者が本人であることを確認するため本学が適当と認める書類

(4) 前各号に掲げる書類のほか、本学が必要と認める書類

5 学長は、第1項により提出された提案書又は前3項の書類に形式上の不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であると認めるときは、提案者又は代理人に對して、説明を求め、又は当該書面若しくは書類の訂正を求めることができる。

(欠格事由)

第7条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第1項の提案をすることができない。

- (1) 未成年者
- (2) 心身の故障により前条第1項の提案に係る行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業を適正に行うことができない者として委員会規則で定めるもの
- (3) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (4) 拘禁刑以上の刑に処せられ、又は法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- (5) 法第120条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を解除され、その解除の日から起算して2年を経過しない者
- (6) 法人その他の団体であって、その役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの

(提案の審査等)

第8条 学長は、第6条第1項の提案があったときは、当該提案が法第114条第1項各号の基準（以下「基準」という。）に適合するかどうか審査を行うものとする。

2 学長は審査に当たって、当該個人情報を保有する部局等の長の意見を求めるとともに、必要に応じて高知大学保有個人情報開示等委員会に意見を求めることができる。

3 学長は、第1項の規定により審査した結果、当該提案が基準に適合すると認めるときは、審査結果通知書（別記様式第4号）により、当該提案をした者に対し、本学との間で行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結することができる旨を通知する。

4 学長は、第1項の規定により審査した結果、当該提案が基準のいずれかに適合しないと認めるときは、審査結果通知書（別記様式第5号）により、当該提案をした者に対し、

理由を付して、その旨を通知するものとする。

第9条 削除

(行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結)

第10条 第8条第3項の通知を受けた者は、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結申込書（別記様式第6号）を学長に提出し、第14条に定める手数料を納付することにより本学との間で行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結することができる。

(行政機関等匿名加工情報の作成等)

第11条 行政機関等匿名加工情報を作成するときは、特定の個人を識別することができないよう及びその作成に用いる保有個人情報を復元することができないようにするために必要なものとして委員会規則第62条に規定する基準に従い、当該保有個人情報を加工しなければならない。

2 前項の規定は、本学から行政機関等匿名加工情報の作成の委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

(行政機関等匿名加工情報に関する事項の個人情報ファイル簿への記載)

第12条 本学は、行政機関等匿名加工情報を作成したときは、当該行政機関等匿名加工情報の作成に用いた保有個人情報を含む個人情報ファイルについては、個人情報ファイル簿に、第4条各号に掲げる事項に加えて、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 行政機関等匿名加工情報の本人の数及び行政機関等匿名加工情報に含まれる情報の項目

(2) 次条第1項の提案を受ける組織の名称及び所在地

(3) 次条第1項の提案をすることができる期間

(作成された行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案等)

第13条 前条の規定により個人情報ファイル簿に同条第1号に掲げる事項が記載された行政機関等匿名加工情報をその事業の用に供しようとする者は、本学に対し、作成された行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書（別記様式第7号）を提出し、学長に対し、当該事業に関する提案をすることができる。当該行政機関等匿名加工情報について第10条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者が、当該行政機関等匿名加工情報をその用に供する事業を変更しようとするときも、同様とする。

2 第6条から第11条までの規定は、前項の規定により提案する場合に準用する。この場合において、第8条第3項中「審査結果通知書（別記様式第4号）」とあるのは「審査結果通知書（別記様式第8号）」と、同条第4項中「審査結果通知書（別記様式第5号）」とあるのは「審査結果通知書（別記様式第9号）」と読み替えるものとする。

（手数料）

第14条 第10条（前条第2項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者は、本学の定めるところにより、手数料を納めなければならない。

2 第10条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が納付しなければならない手数料の額は、21,000円に次の各号に掲げる額の合計額を加算した額とする。

- (1) 行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間1時間までごとに3,950円
- (2) 行政機関等匿名加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額（当該委託をする場合に限る。）

3 前条第2項において準用する第10条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 次号に掲げる者以外の者 第10条の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が第1項の規定により納付しなければならない手数料の額と同一の額
- (2) 第10条（前条第2項において準用する場合を含む。）の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者 12,600円

4 手数料は、原則として、本学が指定する金融機関への振込みにより納付しなければならない。この場合において振込みにかかる手数料は、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者の負担とする。

（行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の解除）

第15条 本学は、第10条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該契約を解除することができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により当該契約を締結したとき。

(2) 第7条各号（第13条第2項において準用する場合を含む。）のいずれかに該当することとなったとき。

(3) 当該契約において定められた事項について重大な違反があったとき。

（識別行為の禁止等）

第16条 本学は、行政機関等匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該行政機関等匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該行政機関等匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

2 本学は、法第121条の規定に基づき、行政機関等匿名加工情報、削除情報及び加工の方法に関する情報（以下この条及び次条において「行政機関等匿名加工情報等」という。）の漏えい防止のために必要なものとして委員会規則で定める基準に従い、行政機関等匿名加工情報等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 前2項の規定は、本学から行政機関等匿名加工情報等の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

4 本学における行政機関等匿名加工情報等の適切な管理のために必要な措置については、別に定める。

（従事者の義務）

第17条 次に掲げる者は、その業務に関して知り得た行政機関等匿名加工情報等の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(1) 行政機関等匿名加工情報等の取扱いに従事する本学の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者

(2) 前条第3項の受託業務に従事している者又は従事していた者

（事務）

第18条 本学における行政機関等匿名加工情報の提供等に係る事務は、関係部局等の協力を得て、総務部総務課において行う。

（雑則）

第19条 この規則に定めるもののほか、本学における行政機関等匿名加工情報の提供に關し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成31年2月27日から施行する。

附 則（令和元年6月24日規則第20号）

この規則は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 1 月 15 日規則第 46 号）

この規則は、令和 2 年 1 月 15 日から施行する。

附 則（令和 4 年 2 月 28 日規則第 60 号）

この規則は、令和 4 年 2 月 28 日から施行する。

附 則（令和 4 年 4 月 1 日規則第 4 号）

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 16 日規則第 88 号）

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 7 月 23 日規則第 32 号）

- 1 この規則は、令和 7 年 7 月 23 日から施行し、令和 7 年 6 月 1 日から適用する。
- 2 令和 7 年 5 月 31 日以前にした行為により禁錮以上の刑（死刑を除く。）に処せられた者については、この規則による改正後の国立大学法人高知大学における行政機関等匿名加工情報の提供に関する規則第 7 条（第 4 号に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別記様式第1号（第6条第1項関係）

行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書

年 月 日

国立大学法人高知大学長 殿

郵便番号

(ふりがな)

住所又は居所 (法人その他の団体にあっては、本店又は
主たる事務所の所在地を記載すること。)

(ふりがな)

氏名 (法人その他の団体にあっては、名称及
び代表者の氏名を記載すること。)

連絡先 (連絡の取れる電話番号及び電子メール
アドレスを記載すること。担当部署等
がある場合は当該担当部署名及び担当
者を記載すること。)

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第112条第1項の規定により、
次のとおり行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案をします。

1. 個人情報ファイルの名称

2. 行政機関等匿名加工情報の本人の数

3. 加工の方法を特定するに足りる事項

4. 行政機関等匿名加工情報の利用

(1) 利用の目的

(2) 利用の方法

(3) 利用に供する事業の内容

(4) 上記(3)の事業の用に供しようとする期間

5. 漏えいの防止等行政機関等匿名加工情報の適切な管理のために講ずる措置

6. 行政機関等匿名加工情報の提供の方法

(1) 提供媒体 CD-R DVD-R

(2) 提供方法 窓口受領 郵送

記載要領

1. 「個人情報ファイルの名称」には、本学ホームページにおいて公表されている個人
情報ファイル簿（法第112条第1項の提案の募集をする個人情報ファイルである旨
が個人情報ファイル簿に記載されている個人情報ファイルに限る。以下同じ。）の「個

- 「人情報ファイルの名称」を記載すること。
2. 「行政機関等匿名加工情報の本人の数」には、提案をする者が提供を求める行政機関等匿名加工情報に含まれる本人の数（下限は千人）を記載すること。
3. 「加工の方法を特定するに足りる事項」には、本学において具体的かつ明確に加工の方法を特定できる情報を記載すること。具体的には、個人情報ファイル簿に掲載されている「記録項目」のうち行政機関等匿名加工情報として提供を希望する記録項目名及び当該記録項目名ごとの情報の程度（例えば、記録項目が「住所」であれば「都道府県名のみ」とする。）を記載すること。
- なお、提案のあった個人情報ファイルを構成する保有個人情報に、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第5条第1号以外の不開示情報が含まれる場合、当該不開示情報に該当する部分は加工対象から除かれることに注意すること。
4. 「行政機関等匿名加工情報の利用」には、（1）から（4）までの事項を具体的に記載すること。また、（4）の「上記（3）の事業の用に供しようとする期間」には、事業の目的、内容並びに行政機関等匿名加工情報の利用目的及び方法からみて必要な期間を記載すること。
5. 「漏えいの防止等行政機関等匿名加工情報の適切な管理のために講ずる措置」には、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」を踏まえて記載すること。
6. 「行政機関等匿名加工情報の提供の方法」には、該当する□のチェックボックスに「レ」マークを入れること。
7. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第2号（第6条第2項関係）

委任状

郵便番号

（ふりがな）

住所又は居所

受任者

（ふりがな）

氏名

連絡先

上記の者を代理人とし、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第112条第1項・第118条第1項前段・第118条第1項後段、第115条及び第119条の規定による手続に関する一切の権限を委任します。

年 月 日

郵便番号

（ふりがな）

住所又は居所

委任者

（ふりがな）

氏名

連絡先

（記載要領）

1. 不要な文字は、抹消すること。
2. 法人その他の団体にあっては、名称及び代表者の氏名を記載すること。
3. 委任者が法人その他の団体にあっては、住所又は居所には本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。
4. 連絡先には連絡の取れる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。担当部署がある場合は、当該担当部署及び担当者を記載すること。
5. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記様式第3号（第6条第3項関係）

誓 約 書

年 月 日

国立大学法人高知大学長 殿

（ふりがな）

氏 名 （法人その他の団体にあっては、名称及び代表者の氏名を記載すること。）

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）

第112条第3項
第118条第2項において
準用する第112条第3項

の規定により提案する者（及びその役員）が、同法第113条

各号に該当しないことを誓約します。

記載要領

1. 不要な文字は、抹消すること。
2. 役員とは、取締役、執行役、業務執行役員、監査役、理事及び監事又はこれらに準ずるものという。
3. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第4号（第8条第3項関係）

高大総総第 号
年 月 日

審査結果通知書

様

国立大学法人高知大学長 印

年 月 日付け「行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第114条第1項各号に掲げる基準に適合すると認めるので、同条第2項の規定により、以下の事項を通知します。

1. 契約の締結

本学との間で行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結することができます。

行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結を申し込む場合は、下記2.に従って手数料を納付の上、国立大学法人高知大学における行政機関等匿名加工情報の提供に関する規則第10条に定める別記様式第6号「行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結申込書」を 年 月 日（必着）までに提出してください。

2. 手数料

- (1) 納付すべき手数料の額
- (2) 手数料の納付方法
- (3) 手数料の納付期限

3. 行政機関等匿名加工情報の提供の方法

4. その他

別記様式第 5 号（第 8 条第 4 項関係）

高大総総第 号
年 月 日

審査結果通知書

様

国立大学法人高知大学長 印

年 月 日付け「行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」について、以下の理由により、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 114 条第 1 項第 号の基準に適合しないと認めるので、同条第 3 項の規定により通知します。

（提案が個人情報の保護に関する法律第 114 条第 1 項各号に掲げる基準に適合しないと認める理由）

記載要領

1. 「提案が個人情報の保護に関する法律第 114 条第 1 項各号に掲げる基準に適合しないと認める理由」は、適合しないと認める該当基準及びその判定内容をできる限り具体的に記載すること。
2. 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

別記様式第6号（第10条関係）

行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結の申込書

年 月 日

国立大学法人高知大学長 殿

郵便番号

（ふりがな）

住所又は居所（法人その他の団体にあっては、本店又は
主たる事務所の所在地を記載すること。）

（ふりがな）

氏名（法人その他の団体にあっては、名称及
び代表者の氏名を記載すること。）

連絡先（連絡の取れる電話番号及び電子メール
アドレスを記載すること。担当部署等
がある場合は当該担当部署名及び担当
者を記載すること。）

年 月 日付け高大総総第 号の「審査結果通知書」を受領しましたので、
個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）

（第115条
第118条第2項で準用する
第115条）の規定により、行政機関等匿名加工情報の

利用に関する契約の締結を申し込みます。

記載要領

- 不要な文字は、抹消すること。
- 行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料は、審査結果通知書により通知した
事項に従って納付すること。
- 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第7号（第13条第1項関係）

作成された行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書

年 月 日

国立大学法人高知大学長 殿

郵便番号

(ふりがな)

住所又は居所 (法人その他の団体にあっては、本店又は
主たる事務所の所在地を記載すること。)

(ふりがな)

氏名 (法人その他の団体にあっては、名称及
び代表者の氏名を記載すること。)

連絡先 (連絡の取れる電話番号及び電子メール
アドレスを記載すること。担当部署等
がある場合は当該担当部署名及び担当
者を記載すること。)

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）

〔第118条第1項前段
第118条第1項後段〕の規定により、次のとおり作成された行政機関等匿名

加工情報をその用に供して行う事業（又は事業の変更）に関する提案をします。

1. 提案に係る行政機関等匿名加工情報を特定するに足りる事項

2. 行政機関等匿名加工情報の利用

- (1) 利用の目的
- (2) 利用の方法
- (3) 利用に供する事業の内容
- (4) 上記(3)の事業の用に供しようとする期間

3. 漏えいの防止等行政機関等匿名加工情報の適切な管理のために講ずる措置

4. 行政機関等匿名加工情報の提供の方法

- (1) 提供媒体 CD-R DVD-R
- (2) 提供方法 窓口受領 郵送

記載要領

1. 不要な文字は、抹消すること。
2. 「提案に係る行政機関等匿名加工情報を特定するに足りる事項」には、法第 117 条の規定により個人情報ファイルに記載された行政機関等匿名加工情報の概要を記載すること。
3. 「行政機関等匿名加工情報の利用」には、(1) から (4) までの事項を具体的に記載すること。また、(4) の「上記 (3) の事業の用に供しようとする期間」には、事業の目的、内容並びに行政機関等匿名加工情報の利用目的及び方法からみて必要な期間を記載すること。
4. 「漏えいの防止等行政機関等匿名加工情報の適切な管理のために講ずる措置」には、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」を踏まえて記載すること。
5. 「行政機関等匿名加工情報の提供の方法」には、該当する□のチェックボックスに「レ」マークを入れること（法第 118 条第 1 項前段の提案をする場合に限る。）。
6. 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

別記様式第8号（第13条第2項関係）

高大総総第 号

年 月 日

審査結果通知書

様

国立大学法人高知大学長 印

年 月 日付け「作成された行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第118条第2項で準用する第114条第1項第1号及び第4号から第7号までに掲げる基準に適合すると認めるので、同条第2項の規定により、以下の事項を通知します。

1. 契約の締結

本学との間で行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結することができます。

行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結を申し込む場合は、下記2.に従って手数料を納付の上、国立大学法人高知大学における行政機関等匿名加工情報等の提供に関する規則第10条の別記様式第6号「行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結申込書」を 年 月 日（必着）までに提出してください。

2. 手数料

- (1) 納付すべき手数料の額
- (2) 手数料の納付方法
- (3) 手数料の納付期限

3. 行政機関等匿名加工情報の提供の方法

4. その他

別記様式第9号（第13条第2項関係）

高大総総第 号
年 月 日

審査結果通知書

様

国立大学法人高知大学長 印

年 月 日付け「作成された行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」について、以下の理由により、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第118条第2項で準用する第114条第1項第 号の基準に適合しないと認めるので、同条第3項の規定により通知します。

（提案が個人情報の保護に関する法律第118条第2項で準用する第114条第1項第1号及び第4号から第7号までに掲げる基準に適合しないと認める理由）

記載要領

1. 「提案が個人情報の保護に関する法律第118条第2項で準用する第114条第1項第1号及び第4号から第7号までに掲げる基準に適合しないと認める理由」は、適合しないと認める該当基準及びその判定内容をできる限り具体的に記載すること。